○財務省・農林水産省告示第十三号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

「年二・二五パーセント」を「年二・一五パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十四号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

「年二・二五パーセント」を「年二・一五パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百九十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

「年一分」を「年九厘」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百九十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

「年一分」を「年九厘」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百五十五号

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第三項第六号及び第七号の規定に基づき、高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示

高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「不活性のもの」の下に「及びフルオロオレフィン千二百三十四yf」を加え、同条第一号イ中「百二十リットル」の下に「（フルオロオレフィン千二百三十四yfにあっては、四十五リットル。）」を加え、同号ロ及び同条第四号ロ中「又はフルオロカーボン五百七A」を「、フルオロカーボン五百七A又はフルオロオレフィン千二百三十四yf」に改める。

第二条第四号ヘ中「ホ」を「ト」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　回収装置のうちフルオロオレフィン千二百三十四yfを回収するもの（以下「フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置」という。）にあっては、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。

ト　フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、停止後、速やかに接合容器又は着脱容器との間を遮断するための措置を講ずること。

第二条第五号ホ中「回収装置」の下に「（フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ト　フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、底部を除き装置全体をカバー等で囲まれた構造とし、当該カバー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部を、その側面の二方向に設けることにより、外力による損傷を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。

チ　フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、運転中に凝縮器等の冷却ファンが常時作動する構造であること。

リ　フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、電気設備が着火源とならないよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。

第二条第七号イからリまで以外の部分中「回収装置」の下に「（フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置を除く。）」を加え、同号ニ中「容積」を「内容積」に改め、同条第八号ロ中「高圧ガス取扱装置」の下に「（フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置にあっては、「フルオロオレフィン千二百三十四yf高圧ガス取扱装置」）」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　フルオロオレフィン千二百三十四yf回収装置本体（分割できる構造のものにあっては、分割された部分のうちフルオロオレフィン千二百三十四yfが通る部分の位置）の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「フルオロオレフィン千二百三十四yf高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること。

イ　製造者又は輸入者の名称

ロ　設備の名称

ハ　型式及び機器番号

ニ　仕様（回収ガスの種類、接合容器の内容積等）

ホ　異常が発生した場合の連絡先

ヘ　回収装置本体が分割できる構造のものにあっては、共に使用することができる分割された部分の名称及び型式

ト　着脱容器を用いる回収装置にあっては、共に使用することができる着脱容器の型式

チ　共に使用することができる附属品の名称及び型式

リ　取扱い上の注意

1　変形、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること

2　温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。また、四十度以上に温めないこと

3　風通しの良い所で使用し、使用しないときは風通しの良い所に置くこと

4　火気の近くで使用しないこと

5　発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しないこと

6　適切な消火設備を適切な箇所に設けること

7　雨等でぬらさないこと

8　粗暴な取扱いをしないこと

9　その他の取扱い上の注意

第三条を次のように改める。

第三条　削除

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第七百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏